

重要事項説明書

訪問看護ステーション 岡山リハ・ケアステーション

1. 事業者の概要

- ・ 事業者番号 3360190072
- ・ 開設法人 医療法人 万成病院
- ・ 事業者名 訪問看護ステーション 岡山リハ・ケアステーション
- ・ 事業所所在地 岡山市北区谷万成1丁目6-5
- ・ 電話番号 (086)254-6760 (直通)

2. 事業の目的と運営方針

かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

ステーションの看護師は利用者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が持続できるように支援いたします。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 職員の体制

- ・ 看護師 3名以上（うち1名兼管理者）
- ・ 作業療法士 1名
- ・ 事務職員 1名(状況に応じて適宜増員配置する)

4. 営業日及び営業時間

- ・ 営業日 通常月曜日から土曜日
国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
ただし、利用者の状況によっては、事前に利用者及びその家族並びに居宅介護支援事業所等の関係機関に周知の上、祝日又は休日に訪問実施することがある。
- ・ 営業時間 月曜日から土曜日 8時30分から17時まで

5. 訪問看護の内容

訪問看護の内容は次のとおりで、訪問看護指示書、看護計画書に沿って、訪問看護を提供します。

- ・ 病状、障害の観察
- ・ 認知症・精神疾患患者の看護
- ・ 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ・ 服薬管理
- ・ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ・ 療養生活や介護方法の指導
- ・ 褥創の予防・処置
- ・ その他医師の指示による医療処置
- ・ リハビリテーション
- ・ 健康、介護その他の相談

サービス内容説明書

訪問看護ステーション 岡山リハ・ケアステーション

事業所が提供するサービスは以下の通りです。

1. 提供するサービス

- ・ 訪問看護のご利用日等は、主治医、本人、家族の意向に沿って提供いたします。
- ・ このサービスの提供に当たっては、可能な限りその在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指し、適切なサービスを提供いたします。

2. 訪問看護計画書と報告書

- ・ 当事業所では利用者、家族の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画を作成いたします。
- ・ 報告書は適切な訪問看護継続のため主治医との連携を図るものとしします。
- ・ この訪問看護計画書及び報告書は、月に1度主治医へ提出するものとしします。作成については、准看護師を除きます。

3. 情報提供書

- ・ 保健、福祉サービスとの連携を強化し、利用者に対して総合的な在宅療養を推進することを目的としています。
- ・ 入院又は入所し、在宅から保険医療機関等へ療養の場所を変更する場合には、保険医療機関等との連携を強化し、利用者が安心して療養生活を送ることができるよう支援を継続することを目的としています。
- ・ 市町村等、保険医療機関等の求めに応じ利用者の同意を得て提出するものとしします。

4. 秘密保持

- ・ 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人の情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者にもらすことはありません。
- ・ あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

5. 利用料

- ・保健法に基づき、訪問看護基準に従い、利用者様の状態に関わらず、実際に提供されるサービス内容やサービス量に着目して設定しています。

【訪問看護費】(主なもの)

●精神科訪問看護基本療養費

精神科訪問看護基本療養費 (I)

4250 円	週 3 日目まで	看護師等×訪問日数 (30 分未満)
5550 円	週 3 日目まで	看護師等×訪問日数 (30 分以上)
5100 円	週 4 日目以降	看護師等×訪問日数 (30 分未満)
6550 円	週 4 日目以降	看護師等×訪問日数 (30 分以上)

精神科訪問看護基本療養費 (III) 同一建物居住者 2 人/同一日

(I) と同じ金額になります。

精神科訪問看護基本療養費 (III) 同一建物居住者 3 人以上/同一日

2130 円	週 3 日目まで	看護師等×訪問日数 (30 分未満)
2780 円	週 3 日目まで	看護師等×訪問日数 (30 分以上)
2550 円	週 4 日目以降	看護師等×訪問日数 (30 分未満)
3280 円	週 4 日目以降	看護師等×訪問日数 (30 分以上)

●訪問看護管理療養費

(月の初日) 7670 円

(月の 2 日以降 1 日につき 1 もしくは 2 を算定)

- ・ 1 (基準あり) 3000 円
- ・ 2 2500 円

【その他加算(主なもの・月額 請求 1 回)】

●情報提供療養費 1500 円

市町村等、保険医療機関等の求めに応じて提供した場合。

●退院時共同指導加算 6000 円

退院前看護師と入院施設の職員が共同で在宅療養指導を行い、内容を文書で提供した場合。

●ベースアップ評価料 I (月 1 回) 800 円

注)

- ①ご利用になるサービスが各種保険の適応を受ける場合、原則として利用料の 1 割から 3 割をお支払いいただきます。(各種保険により異なります)
- ②運営の事業の実施地域以外(通常の実施地域は岡山市<旧御津町、旧灘崎町、旧建部町、旧瀬戸町を除く>の区域とします)の地域の居宅を訪問して行う訪問看護に要した交通費は、その実費をいただきます。ただし、自動車を使用した場合は実施地域を越えた地点から 1 km 当たり 100 円を実費として計算します。
- ③毎月の利用料は、翌月 10 日頃に請求書を発行いたします。

6. 緊急時、事故発生時等における対応

看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う等の措置を講じます。また、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告いたします。対応方法については、規定マニュアルに従い、適切に処理いたします。また、サービスの提供に伴って事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族、関連機関等に連絡を行うとともに、原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。

7. 虐待防止のための措置

事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため次の措置を講じます。

- ・ 虐待の防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	家本敦子
-------------	-----	------
- ・ 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- ・ 事業者は、訪問看護の提供に当たり、当該事業所の従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを市町村に通報いたします。
- ・ その他、規定マニュアルに従い必要な措置を講じます。

8. 苦情申し立て窓口

- 1) 万が一何らかの問題が生じた場合には処務規定及び医療安全管理マニュアルに基き対応いたします。

責任者	管理者	家本敦子
-----	-----	------

9. 成年後見制度の活用支援

事業者は、適正な契約手続き等を行うため必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

10. 衛生管理等について

- ・ 看護職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- ・ 訪問看護事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- ・ 感染症の予防及びまん防止の為の指針を整備しています。
- ・ 感染症の予防及びまん防止の為の研修を定期的実施しています。

11. 業務継続計画の策定等について

・感染症や非常時の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施する為、また非常時の体制で早期の業務継続再開を図る為の業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

12. 社会情勢及び天災時の訪問看護について

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの義務の履行が難しい場合は、日程、時間の変更の調整をさせて頂く場合があります。

令和6年 6月 1日 改定

上記重要事項、サービス内容の説明を、本書面に基づいて

職員 _____ が説明いたしました。

令和 年 月 日